

平成21年 3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成21年 3月 6日（金） 午前 9時30分

2 出席委員

三浦溥太郎 委員長
齋藤 道子 委員
出光 ケイ 委員
森武 洋 委員
永妻 和子 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	大坂 茂夫
管理部総務課長	新倉 聡
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	横山 治久
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	阿部 優子
中央図書館長	根本 博行
博物館運営課長	柳田 泰光
美術館運営課長	森山 武

4 傍聴人 なし

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に永妻委員を指名した。

○ 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成 21 年 2 月 14 日から本日までの主な所管事項についてご報告させていただきます。

はじめに「風を感じる街～yokosuka」音楽フェスティバルについてです。2 月 21 日に「風を感じる街～yokosuka」音楽フェスティバルが、よこすか芸術劇場で開催されました。当日は横須賀のイメージソング「風を感じる街～yokosuka」をテーマに、市内小中学校、ろう学校の児童生徒による合唱や合奏などの発表会が行われました。子どもたちが、日頃の練習の成果をよこすか芸術劇場の大劇場で発表する姿は大変感動的なものでした。

次に市議会の開催についてです。2 月末より平成 21 年市議会定例会が開催されております。各会派からの代表質問では、小中連携教育の取り組みや、学校給食にかかる諸課題、学校図書館の充実など学校教育に関するものや、美術館の今後のあり方についてなど、数多くのご質問を頂戴いたしました。

また、この議会では平成 21 年度予算案に関する審議が行われます。教育委員会が来年度取り組もうとしている事業については、13 日の教育経済常任委員会で質疑が行われます。市議会本会議や常任委員会でのご指摘を踏まえ、これからの横須賀市の教育行政の更なる向上に取り組んでまいりたいと考えております。私からの報告は以上です。

(質問なし)

日程第 1 議案第 10 号『横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

議案第 10 号『横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則中改正について』ご説明いたします。資料をご覧ください。

まず 1 番ですが、改正理由にあるように、幼稚園教育の充実を図ることを目的とし、幼稚園に専任の園長を置くために管理運営規則を改正するものでござ

います。

2に、現状における課題とありますが、本市には幼稚園が2園ございます。ともに園長・教頭は、専任ではなく、小学校の校長及び教頭が兼務しております。そのため、小学校校長の業務と同時に、園長としての業務に携わっており、園長は園務に専念できず、そのことにより行事日程等も常に小学校の行事との調整を図らなければならないというような支障が出る場合がございます。また当該小学校校長、教頭は、他の小学校校長・教頭に比べて、過重負担になっております。このような課題を解決するために、専任の園長を置くことが必要となっておりました。

3の改正後にありますように、園長には、管理職としての経験を有する元学校長を非常勤として配置する予定であります。非常勤と申しましても、勤務時間は正規職員と同じ時間とし、園長が園務に十分専念できるような体制をとるつもりでございます。また、非常勤という立場から、全ての責を負わせるというのは非常に難しいということで、重要事項である教育課程の編成、園外行事、教材の使用については、教育委員会が決定するという形をとります。また、正規教員の職務上・身分上の監督は、教育委員会が責を負うという形にしたいと思っております。

4の表が、改正前と改正後との比較の図であります。それぞれ兼務職員がいなくなり、専任となりますので、より独立性が高まり、幼稚園教育が充実することを期待しております。なお、教員の人数ですが、参考のところに、幼稚園設置基準というのがございまして、園長と教員の人数なのですが、園長と学級ごとに専任の教諭を置かなければならないということですので、2学級ある今現在の幼稚園は、園長が専任ではないために、学級数は2つなのですが、もう1人教員を置いているということがございますので、専任の園長を置くことにより、学級数の教員数、つまり2人でもよいということになって、基準を満たすこととございます。また、養護教諭は、あくまでも努力規定でございますので、義務はございませんが、園児の安全配慮ということで、非常勤ではございますが、専任の養護教諭を置きたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしくご審議ください。

質問・討論なく、採決の結果、議案第10号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『平成21年第1回市議会定例会における条例改正に伴い改正が必要となる規

則等について』

(総務課長)

平成 21 年第 1 回市議会定例会におけます条例改正に伴いまして、改正が必要となる規則等が生まれてまいります。これらについてご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料の 1 ページをお開きいただきまして、概要がございますので、こちらをご参考に見ていただければと思います。

現在開会中の、平成 21 年第 1 回市議会定例会には、3 件の議案を上程させていただいております。これらの改正議案が議決をされました後に、教育委員会規則及び規程で改正が必要となるものが 8 つございます。これらの規則等については市議会での議決後に改正の議決を頂きたいと考えておりますが、予め条例改正の概要とそれに伴う規則等の改正概要についてご報告とご説明をさせていただきたいと思っております。資料の枚数が多く大変恐縮でございますが、この資料の構成は 3 件の条例改正議案ごとに、市議会の議案と、それに伴います教育委員会規則や規程改正の議案、並びに現行の規則等に改正箇所を朱書きしたものの順で構成しております。1 ページについてご説明をさせていただきますと、左側から、今回市議会に上程した条例改正の議案名と改正概要、それに伴い改正が必要となる規則等を列挙してございます。

まず 1 点目の『職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正について』でございますが、これらの議案は 3 ページ以降に記載しております。資料 1 ページに記載してありますように、この条例改正の概要は、職員の勤務時間が 1 週間当たり 40 時間とされていたものから 38 時間 45 分に改めるものでございます。同様に、その他任期付職員等についても勤務時間を改めることとなります。

この改正に伴いまして、教育委員会の勤務時間及び休憩時間を定めた 1 規則、5 規程の改正が必要となります。主な変更点は、勤務時間の減について教育職員を除きまして、これまで 45 分でありました休憩時間を 1 時間とするものです。

なお今回の改正に併せて、美術館運営課職員の勤務時間につきましても一部改正をさせていただきます。資料の 9 ページをご覧くださいと思います。

これまで美術館につきましては、下記以外の職員ということで、一番下の欄にまいります。図書館に勤務する職員についてのみ、6 月から 9 月までの変則勤務を行ってまいりましたけれども、その図書館に勤務する職員を 1 名減させていただきます。従いまして、今後図書館に勤務する職員はございません。一方、学芸員につきましては、この図書館に勤務していた者と同様に、来館者の対応を充実させるため、それと、これは 1 年を通じて 2 交代勤務としていましたけれども、これを 4 ヶ月のみにしていこうと考えまして、下段に学芸業務を担当するものをこの 4 ヶ月間の交代勤務制を導入しようとするものでありま

す。なおこれに伴いましての開館時間の変更はございません。

再び1ページにお戻りいただきたいと思えます。『市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正について』に伴う規則改正です。条例改正の議案は25ページ以降にございますが、この条例改正の概要は、2月の教育委員会定例会で条例提出議案の提出の際にご説明をいたしました。条例で特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当の上限額について定めております。これを変更することに伴いまして、規則で定めております勤務の種類ごとの手当額を改正しようとするものでございます。

資料「教育職員手当等支給規則中改正について(説明資料)」をご覧ください。2をご覧ください。これまで特殊勤務手当という形で、各教員の方が勤務していただいております。例えば、非常災害時等緊急業務、あるいは、修学旅行、対外活動といった、非常に特化した業務につきましても単価というのは非常に低かった経緯がございますので、これらの時間単価の金額を改定し、増額をしていくものと、それから2点目としましては、特別手当の額につきましても、これは給与月額率の3.8%を3.0%に減額するのに伴いまして、その上限額を変更し、各給与の手当額の最高になっていくところの上限を4級ですと、20,200円から15,900円に上限額の変更をさせていただいたところでございます。一方で増額をさせていただき、一方で減額をするというこのような規定になってまいります。

大変恐縮ですが、1ページにお戻りいただきたいと思えます。最後になりますが、3点目の生涯学習センター条例中の改正でございます。改正議案は45ページに記載してございます。こちらも2月の教育委員会会議で条例提出議案の提出の際にご説明させていただきましたが、生涯学習センターの運営を行っております指定管理者の指定について、公募制となるように条例改正を行うものでございます。それに合わせまして規則で定めております指定管理者指定のための申請書をはじめとする諸々の規定の条文改正を行うものでございます。

以上簡単ではございますけれども、報告事項としてご説明させていただきました。本件条例改正等の議案が、議会等で通りました際に、規則改正を改めてさせていただきたいと思えますので、その事前説明とさせていただきます。

(質問なし)

『中核市への人事権移譲について』

(総務課長)

お手元に、「地域に根ざし、地域に愛される教職員の人事権移譲を目指して」というパンフレットを配布させていただいております。本件につきましては、全国で組織しております中核市教育長会のパンフレットでございます。教職員の人事権に関しましては、現在都道府県と政令市が人事権を持っております。給与につきましては、国からの義務教育費国庫負担金に伴いまして、都道府県から人事権を持っております政令市等に支給されているものでございます。全国でございます中核市のなかでは、政令市がない都道府県においては、中核市がほぼ都道府県庁の所在地という形になっておりまして、地域の中核を担っているところでございます。それらの教育委員会におきましては、一方的に都道府県が人事権・給与権を持っておりますので、独自の職員採用が出来ないという問題点がございまして、政令市と同様に、人事権の移譲を求めて、このような活動をしているという状況でございます。

一方、地方の中核都市と首都圏にございます横須賀市とでは、状況が若干違っておりますので、その点をご報告させていただきます。と申しますのも、今回、中核市教育長会が求めておりますのは、採用試験、選考等におけるもの、それから学校における人事権等を全て中核市に移譲されたいという要望が中心でございます。神奈川県におきましては、ご承知のように既に政令市が2市ございます。また来年以降、相模原市が政令市になるという形になってまいりますと、都道府県と政令市が3つ、また中核市が人事権を持ちますと、それぞれの採用試験をばらばらに行った場合には、どこも競争が激化をしております。そうした際に中核市が優秀な人材が確保できるかという点については、神奈川県に関しては若干問題点が起こっております。

一方、本来的な地方分権から考えますと、人事権と合わせまして、それに伴う財源等がございませんと、分権上での要望という点にはなじまないのではという点がございまして、これらにつきましても、現在の中核市教育長会の事務局のほうから意見集約等求められておりますが、本市といたしましては単なる人事権だけではなく、税財源等の配分がされ、広域的な人事調整というような仕組みを早急に確立され、その時点をもって移譲を進めるべきだというご意見を出させていただいているところでございます。

(出光委員)

確かに温度差があるようなお話を伺いましたが、このパンフレットに書いてある教育委員会の一覧を見ると結構な数があります。この中で実際のところ、非常に前向きに取り組みたいというところと、静観されているところと、当然税財源があってからという話をされているところと、今のところの動きというのはどのような感じか教えていただけますか。

(総務課長)

金沢市、長崎市、地方でいいますと北陸・九州地域が非常に熱心に、それらを欲しいというような形をとっております。一方で首都圏にあります、船橋市、相模原市、川崎市などは、あまりこの部分については、同一県内に政令市がありますので、そこまで積極的な動きにはなっておりません。

(他に質問なし)

『学校施設等のアスベスト含有分析調査の結果について』

(学校管理課長)

『学校施設等のアスベスト含有分析調査の結果について』ご報告させていただきます。これまでの経緯といたしましては、平成17年度までに分析調査を行い、アスベスト含有施設とされた施設において、除去工事を完了いたしました。平成20年1月に国内で輸入・使用してないとされていた新3種のアスベストが、国内の公共施設から検出されたため、当該アスベストに係る分析調査を再度行いました。教育委員会の今回の調査は、前回分析調査で除去工事を行った箇所を除く69校の学校を対象に、改正されたJIS法に基づき分析調査を行い、アスベストが含まれていると判明した場合には、施設内の空気中にアスベスト繊維が浮遊しているかどうかを調査いたしました。含有分析調査の結果、新3種のアスベストについては検出されませんでした。しかし、分析方法が改正され、アスベスト含有の判定基準が強化されたこと、またこれまで天然鉱物として調査の対象外だった、バーミキュライトについても調査の対象となったことにより、これまで含有されてないと判定していたクリソタイル等の旧3種のアスベストが3施設において、また今回新たに分析対象となった吹付けバーミキュライトについては16施設について含有ありと判定されました。

含有ありと判定された施設について、アスベストの浮遊調査を行いました。基準値を超えるものはありませんでした。結果は上段の表のとおりでございます。また体育会館、図書館等学校施設以外の教育委員会所管施設においても、このアスベスト分析調査を別に行っておりますが、アスベストの含有はないと報告を受けております。なお、アスベストが確認された施設につきましては、今後使用状態に応じ、順次除去工事を行ってまいります。報告は以上でございます。

(三浦委員長)

少し補足させていただきます。バーミキュライトというのは、アスベストそのものではないのです。最近、家庭菜園なども、バーミキュライトは割合売られているので、知っているかとは思いますが、バーミキュライトという鉱物のなかに、アスベストの繊維が混ざっていることが非常に多いです。クリソタイルもたまにあるのですけれども、特に新3種の中の、トレモライト、アクチノライトが混ざっているものが多いので、そういうものが建材として使われていましたので、そこでもう1回調査をしましょうということになったようです。バーミキュライトそのものは、崩せば、アスベストが飛んでいきますけれども、普通のままでしたら大丈夫ですので、そこから飛び出してくることはまずないと思うのですけれども、一応今回は、含有は判明したけれども、空気中には、出ていなかったということですので、問題ないと思います。

それからもうひとつ、この基準が非常に厳しい基準といいますか、教育施設ですので、お子さんという観点から、実は1リットル中の10本というのは、アスベスト除去したりする工事現場と一般の境界のところで測定して、これが1リットル中に10本あると、工事はもう少しきちんとやりなさい、ということになる。私が知っている限りでは、2・3年前に工場を解体する際に、アスベストを除去するときに70本というデータが、1週間で最大70本ですけれども、そのときも住民の方が心配されて、その保健所の方がお出でになりました。

1ミリリットル中に1本入っている空気を25年間吸っていると、肺がんが大体2倍になります。基準はその約100分の1の濃度です。さらに、学校の場合には、1リットル中に1本で、その基準の1,000分の1です。ですから25年で2倍ですから、25,000年で、肺がんが2倍になるくらいの基準ということですので、中皮種のほうはもう少し頻度が高くなりますけれども、それにしてもそれほど心配する値ではないと。しかも基準値まで検出されていないということで、その観点では健康には心配ないという、これは私の意見ですけれども、ご報告させていただきます。

(齋藤委員)

三浦委員のお話で基準が非常に厳しいということで、安心したのですけれども、除去工事の期間ですけれども、長期に渡る可能性があると書いてあるのですけれども、大体どのくらいをお考えでしょうか。

(学校管理課長)

学校施設ですので、毎年2校ほど予算をあげていこうかと考えております。予算の関係上10年くらいはとっていきたいと思っております。

(齋藤委員)

もうひとつなのですが、三浦委員のお話で、特に急を要して改修しなければいけないということではないのですが、これの発表の仕方、該当のご父兄などもすごく心配してしまうのではと思うので、その辺はいかがでしょうか。

(学校管理課長)

私どもと同時に、一般施設関係も企画調整部で市全体の施設を行っております。その結果が、3月の中ごろに出るということなので、それと合わせまして学校施設も一緒に公表していきたいと考えております。ただ、内容については、バーミキュライトについてなかなか説明しづらい部分がありますので、その辺をバーミキュライト、アスベスト含有ありましたと新聞に報道されてしまうと、先ほど三浦委員言われたように、本当はそういうものではないのだけれども、公表の仕方によっては混乱が生じてしまいます。箇所数も多いので、かなり波紋が出そうなので、公表の仕方については、企画調整部と話をさせていただいて、3月末には公表したいと考えております。

(出光委員)

話を伺っていますと、安全について、本当に万全を期するためということ、が伝わってくるので、そのあたりを強調していただければと思います。この除去工事というのは、具体的にどのように行われるのか、今までの事例を含めて教えていただけますでしょうか。

(学校管理課長)

除去工事につきましては、法律に則りましてやらせていただいております。まずは、除去の部分につきましては、完全に塞ぎをかけまして、一切人が入れないような状態、それから中の除去した吹付剤の部分が飛び出さないような状態ということで、密封をするという形になります。それと、従事者につきましては、完全武装して作業をいたします。そこの出入りにつきましても、エアシャワー3室を設けた形で、トイレに途中行くときにも着替えなくてはならないという形をとります。それから、先ほど三浦委員長が言われたように敷地境界や通路にセンサーを設けて除去工事を行います。それと除去工事につきましては、最初に、除去前の空気分析の調査を行い、除去中の分析、それから全部終わったあとの空気の飛散調査という形で、3回に渡って飛散調査を行うということ。最低でも手続きが工事着手2週間前までに労働安全基準局と大気汚染防止法のほうに手続きをとりますから、工事前後で3週間ほど手続きがかかります。それと工事が約40日かかるということで、工事期間的には1ヶ月半ほどかかる

ということであります。

(三浦委員)

除去が一番大変で、一番お金がかかるのですけれども、具体的には、ある東京都内の公立の保育園で、本物の吹付けアスベストを除去するときに、業者が手を抜いて漏れてしまって、それを保育園の園児が吸ってしまったという実例があります。日本はまだ基準がないものですから、除去を行う場合には十分ご検討いただいて、特に工事中は気をつけていただければと思っております。

(他に質問なし)

『平成 21 年度の学校給食について』

(学校保健課長)

『平成 21 年度の学校給食について』ご報告申し上げます。まず 1 点目、学校給食申込書の提出についてですが、昨年 10 月 17 日開催の教育委員会定例会におきまして、給食費の未納対策として 21 年度分から、学校給食費の納入についての書面を保護者から提出していただき、学校給食への理解と給食費納入意識の向上及び契約意識の明確化を図ることを検討しているとご報告申しあげました。検討の結果として、学校給食申込書を保護者の方からご提出いただき、従来の学校からのお知らせ・通知に基づく、いわゆる黙示の契約による給食運営から、保護者の理解と承諾を書面でいただくことによって、給食費納入意識の啓発、そして書面の取り交わしによる適正な手続きを実施することといたしました。実施にあたりましては、小学校校長会と協議のうえ、給食費の未納対策として、平成 21 年度分から実施することでご理解を得ております。また、給食費とは別に今学校現場でやはり教材費等のいわゆる校納金の納入について、これについても課題になっておりますので、保護者との納入に関する確認方法の一例として、例示として、同時にお示ししたものでございます。各学校それぞれ独自の設定・徴収方法もございますことから、取扱いについては学校ごとにご検討いただくということにしております。平成 21 年度の未納対策として、保護者の方から学校給食申込書、これを学校にご提出いただくということで、未納対策を進めてまいりたいと思います。

続いて 2 番目、自校献立の取り組みについてです。ご協議いただきました給食費改定も、平成 21 年度分から実施することとなりました。それに伴いまして、給食の中身の充実、そして地産地消・食育の推進という観点から、平成 21 年度からは自校献立、自分の学校で献立を立て、自分の学校で食材を調達し、そし

て地場産物を使った給食を提供して、地産地消及び食育の推進を図って行きます。現在自校献立、これが年間3回でございましたが、年間4回に増やして、学校給食の充実とともに地産地消の推進に取り組んで行くこととございます。

(森武委員)

今回、申込書ということで、学校給食会と各学校長の連名でということですが、実際にやむを得ず未納が生じた場合には、具体的にはどちらが、督促を行っていくのでしょうか。

(学校保健課長)

まず、この学校給食申込書をご提出いただきますと、給食費につきましては学校長が徴収し、食材調達を担当します財団法人学校給食会が、お預かりしたうえで、その食材を発注し、なおかつ支払をしていくという格好になります。法人格を持っております学校給食会が、一応契約上の債権を持つということになります。ただ、そこへもっていくまでには、給食を実施いたします学校長、教育の一環ということもございますので、教育的な配慮で、極力未納が出ないように、そして、具体的に未納が出た場合には、学校給食会そして教育委員会との協議のうえ、どういう対策を講じていくかということと考えております。

(森武委員)

もう1点別のところですが、最後にご説明された自校献立ですが、自校献立というのは、各学校で献立を立てるとのことだと思っておりますが、その場合の1食あたりの単価というのは、普通の給食の単価というのは違うものなのでしょうか。

(学校保健課長)

1食単価につきましては、いわゆる自校献立と全市一斉の基準献立というのがございます。基準献立につきましては、全市一斉共通の献立でございます。年間全体で185回の給食回数を予定してございます。そのなかで、自校献立が4回というような格好になりますと、181回が基準献立による献立ということになります。そして、今回給食費の改定によりまして、現行自校献立1食250円の単価だったものを、今回の改定、それと地産地消の推進ということで、自校献立につきましても270円という単価に上げてございます。そういたしますと月額4,000円の11ヶ月分、44,000円からこの自校献立4回分を引きまして、それを残りの181回で割りますと、基準献立につきましては、1食235円という単価が出てまいります。

(出光委員)

最後のページにあります「平成〇〇年度校納金等についてのご案内」も今回初めてということになるのでしょうか。

(学校保健課長)

初めてでございます。今までは、給食にしろ、校納金等にしろ、子どもたちに返ってくる実費として学校にお納めするという形で、保護者は学校からのお知らせによって納入しているという状況でございます。この4枚目につきましては、それぞれ学校ごとに違う関係がございますので、一応、お知らせの確認の一例としてご提示させていただいたということでございます。

(出光委員)

あくまでも一例ということですが、少し気になりましたのは、承認・承諾をお願いします、ご理解とご協力に感謝しますと書いていながら、その後に1年間に納入しなければならない納入金額とあります。「しなければならない。」という、何か文章的に少し高圧的な雰囲気がありましたので、1年間の納入金額合計とかシンプルにお書きになったほうがよいのではと思います。また、これはお知らせで結構なのですが、給食費も併せていくらになりますよというのが保護者にあると、親切で分かりやすいと感じました。参考までにお問い合わせいたします。

(齋藤委員)

4枚目についてですが、口座振替というのは、今までも口座振替なのですか。

(学校保健課長)

ほとんどの保護者の方が、学校の説明会に従って口座を作り、なおかつ、その口座から学校口座への振替という形でございます。

(齋藤委員)

給食費もやはり同じように口座振替ですよ。

(学校保健課長)

はい。

(齋藤委員)

そうすると、給食と校納金と別というのも何か紛らわしいと思いますが、いかがでしょうか。

(生涯学習部長)

その通りです。ただ給食費とそれぞれの学校で集めるものとは、給食費も公費か私費でいえば、私費なのですが、やはりそれは自分で食べて、それから学校給食会にということで、給食費とその他のお金とは、性質が違いますので、承諾書と給食申込書というなかのところで精査をさせていただきました。私どもも一緒にしたほうがいいのではということで、様々悩んだのですが、なかなか出来きれなくて、このような形になりました。PTA会費と校納金というのもこれも違うのですが、そうすると全部別々になっていきますので、例としてこういう形でお示しをさせていただいたということでございます。保護者の方々は、あちこちで書かなくてはいけないものが増えてまいりますので、そのところも考えていたのですけれども、やはり先ほど課長が申しましたように、申込書でないと、後々のことに関わったときに出来きれないということが分かりまして、このような2つのパターンにさせていただいたということでございます。

(他に質問なし)

(理事者報告)

『全国学力・学習状況調査について』

(学校教育課長)

『全国学力・学習状況調査について』ご説明させていただきたいと思います。平成21年度は、調査をはじめてから3回目となりまして、4月21日の火曜日に実施いたします。調査の目的は、国においては結果を検証し、教育施策の改善を図ること、教育委員会、学校におきましては、自らの教育の結果を把握し改善を図ること、それから各学校におきましては教育指導や学習状況の改善に役立てるといったことが目的になっております。

調査の対象は、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒、内容につきまして、教科は、国語と算数・数学でございます。それぞれ主に知識を見るA問題と活用に関するB問題、それら2種類が問題として出されております。またあわせて、生活習慣や学習環境に関する質問紙調査も行われております。問題の

内容や具体例につきましては、ページをおめくりいただきまして、左側に記載されておりますのでご覧いただければと思います。右側のページにつきましては国からの情報提供のイメージが掲載されております。なお、右下になります。が、調査の結果につきましては、先ほどの目的と絡めあわせまして、一つとしては学習状況の改善につなげることで、学校間の序列化や過度な競争にならないよう配慮することとされております。またこの調査結果が入試等の資料に使われることはございません。

最後のページをご覧ください。調査の結果の活用について示されておりますが、これにつきましては、先ほど触れさせていただきました、目的と関連しているものでございます。教育委員会においては教育の改善に向けた取組みを推進することとされておまして、本市におきましては市の結果を分析し、指導に活かせるよう、「指導の手引き」を作成し、配布するとともに、資料を活用しながら指導の改善にむけての取組みを推進しております。以上で全国学力学習状況調査の説明を終わらせていただきます。

(出光委員)

これを実施されてから、学校経営の向上や全体的な学力向上につながる具体的な結果があったら教えて下さい。特に今よく言われているのは、アジアの近隣国に比べて日本のお子さんたちの学力に対する意識、学習に対する意識が少し下がっているというのが、ここ1、2年いろいろなメディアを通じて伝わっています。ご心配なさっている向きもあると思いますので、よろしく願います。

(学校教育課長)

結果につきましては、市としては指導の手引きを作成して各学校にお配りしておりますが、そういったなかで、ひとつの結果の状況として、A問題：知識に関する問題、に比べて、B問題：活用に関する問題に若干課題があるのではないかという指摘が、全国的に出ております。そういった部分に対応しまして、指導の手引きにつきましても、そういったものを進めていくには、どういう授業構成をしたらよいのかというものになっておりますし、それを受けまして各学校のほうでも授業のなかでそれを取り入れて、授業改善に活かしているというところでございます。

(出光委員)

もうひとつですが「児童生徒に対しては、設問ごとの正答や誤答の状況などが分かる個人票を提供」と書いてあって、もちろん答案は返却されないと書い

であるのですが、これは、問題の紙はお子さんたちそれぞれ持っていらっしゃるのでしょうか。そうすると自分でチェックできるのですが、それがあのかないのか、教えてください。

(学校教育課長)

問題につきましては、個々に持っておりまして、学校によっては、再度返却の際に、データが帰ってくる際に、もう一度その問題について、やり直しているような学校もございます。

(出光委員)

それではご自分では確認できるということですね。

(委員からの質問)

(出光委員)

年明けに美術館で、小学校と中学校のお子さんたちの作品展を拝見しました。そのスペースが無料ということもあって大変盛況でした。それぞれの学校の個性もあり、お子さんたちの個性もそうなのですが、高校の方まで含めて、非常に芸術性の高い作品が多くて、心を揺さぶられました。と同時に、これもやはり、美術館のような大勢のお客様がいらっしゃる施設で行われるというのが、お子さんたちのモチベーションにつながると思いました。美術館でやるのは今回初めての試みだったと思うのですが、ぜひそれを継続していただければと強く感じました。

(生涯学習部長)

ありがとうございます。児童生徒作品展は以前から色々なところで実施しており、このところは文化会館で行ってございました。文化会館がよかったのは、大変地の利がよくて、子どもも学校も一杯来てくれるということでした。今回、横須賀に美術館が出来ましたことから開催地を変更しましたところ、委員がおっしゃったとおり、子どもたちのモチベーションと美術館のロケーションと一緒になりまして、今までの文化会館で行ったときよりも多くの方がお出でいただいて大変うれしく思っております。学校のほうも大変多くの方に見ていただいたということで、それから子どもたちが、美術館で飾られるというところに、素晴らしさを感じていただいて、大変うれしいという報告は聞いておりますので、続けていきたいと思っております。

6 閉会及び散会の時刻

平成 21 年 3 月 6 日（金） 午前 10 時 13 分

横須賀市教育委員会

委員長 三 浦 溥太郎